

～ 本人通知制度に、ぜひ登録を ～
— 第三者による不正取得抑止のため —



①本人通知制度へ登録
(申出書提出)



②第三者による
住民票などの取得



③後日、第三者による取得が
あったことを本人へ通知

市役所市民課又はラポルテ市民サービスコーナーに
本人確認書類をご持参ください。
郵送による申出書提出も可能です。
詳しくは「芦屋市 本人通知制度」で検索もしくは、
下記までお電話ください。



芦屋市 本人通知制度



お問い合わせ先：芦屋市役所 市民課(TEL:0797-38-2030)

Q1 登録の申出の受付場所と時間を詳しく知りたい。

受付場所： 芦屋市役所 北館1階 市民課4番窓口・ラポルテ市民サービスコーナー

受付時間： 芦屋市役所…平日の午前9時から午後5時まで

ラポルテ市民サービスコーナー…月・火・水・金の午前10時から午後6時

土曜・祝日・振替休日の午前10時から午後5時（※木・日曜日が祝日の場合は休業）

（休業日：木・日曜日 4月29日、5月3日から5日、12月29日から翌年1月3日）

※郵送でも事前登録の申出ができます。詳しくは芦屋市ホームページをご覧ください。

Q2 登録の手续に必要なものは？

- ① 芦屋市本人通知制度事前登録申出書
- ② 窓口へ来られる方の本人確認資料（マイナンバーカードなどの顔写真付きの場合は1つ、健康保険証などの顔写真なしの場合は2つ必要）
- ③ 代理人（登録したい方から委任を受けた方）の場合は、委任状（申出者と同一世帯の方の場合は不要）
- ④ 法定代理人（未成年者の保護者、成年後見人など）の場合は代理権限が確認できる書類

Q3 第三者とは具体的には誰のことですか？

第三者とは、住民票においては「同一世帯の方」以外の方、戸籍においては「戸籍に記載されている方、その配偶者、直系尊属・直系卑属」以外の方をいいます。具体的には個人、法人、八業士（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士）です。

Q4 どのような場合に第三者が証明書を取得できるの？ 本人、家族以外が取得できるの？

住民基本台帳法や戸籍法において、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書は、正当な理由があれば、第三者からの請求が認められています。例えば、次のような場合に第三者へ交付されます。

- ・満期保険金を支払う必要がある保険会社が、契約者の転居先の住所を確認する場合
- ・債権回収、債権保全のために債権者が、債務者の転居先の住所を確認する場合
- ・相続手続や訴訟手続のために必要な場合
- ・八業士（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士）が受任している事件や事務を遂行するために必要な場合